

2024年11月14日

各位

会社名 株式会社cotta  
 代表者 代表取締役社長 黒須 綾希子  
 (コード: 3359 東証グロース 福証Q-Board)  
 問合せ先 取締役総務部長 後藤 眞二郎  
 (TEL. 0972-85-0117)

### 第三者割当による第8回新株予約権及び第9回新株予約権 (固定行使価額型) の発行に関するお知らせ

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、以下のとおり、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited (香港 SFC 登録番号: BMW115) (以下、「LCAM」といいます。) が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社 (Exempted Company in Cayman with Limited Liability) である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund (以下、「LCA0」といいます。) 及び英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) である LMA SPC の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio) である MAP246 Segregated Portfolio (以下、「MAP246」といい、LCA0 及び MAP246 を個別に又は総称して、以下、「割当予定先」といいます。) を割当予定先として、第三者割当の方法による第8回新株予約権 (以下、「本第8回新株予約権」といいます。) 及び第9回新株予約権 (以下、「本第9回新株予約権」といい、本第8回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。) を発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の行使により割当予定先に交付されることとなる当社株式の一部につきましては、当社が保有する自己株式 389,800 株 (予定) (本資金調達における発行予定株式数 1,800,000 株に対する割合は 21.66%。小数第3位四捨五入) を充当する予定です。

#### 1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2024年12月2日
(2) 発行新株予約権数	18,000 個 本第8回新株予約権 6,000 個 本第9回新株予約権 12,000 個
(3) 発行 価 額	総額 612,000 円 (本第8回新株予約権 1 個につき 100 円、本第9回新株予約権 1 個につき 1 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,800,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 本第8回新株予約権 600,000 株 本第9回新株予約権 1,200,000 株
(5) 調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	1,980,612,000 円 (差引手取金概算額: 1,911,889,858 円) (内訳) 本第8回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 600,000 円 新株予約権行使による調達額: 540,000,000 円 本第9回新株予約権

	<p>新株予約権発行による調達額： 12,000 円</p> <p>新株予約権行使による調達額：1,440,000,000 円</p> <p>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、減少する可能性があります。</p>
(6) 行使価額	<p>本第8回新株予約権 900 円</p> <p>本第9回新株予約権 1,200 円</p> <p>本新株予約権は、いずれも行使期間中に行使価額の修正は行われません（固定行使価額型）。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>本第8回新株予約権</p> <p>LCA0 4,800 個</p> <p>MAP246 1,200 個</p> <p>本第9回新株予約権</p> <p>LCA0 9,600 個</p> <p>MAP246 2,400 個</p>
(8) 新株予約権の行使期間	<p>2024年12月3日から2027年12月2日までとします。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。</p>
(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が規定される予定です。</p>

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的

#### ア. 当社グループの事業概要

当社グループは、当社（株式会社cotta）、連結子会社6社により構成されており、菓子・パン資材及び雑貨等の販売事業を主要な事業としております。

なお、2024年11月14日付「ワークス・グループの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2024年11月15日付でワークス・グループの全株式を取得し、連結子会社化する予定です。当該株式取得が完了した場合には、連結子会社11社となりますが、当社グループへの参画後、ワークス・グループの企業再編を行う予定です。

#### ① 株式会社cotta

全国の菓子店・弁当店、個人顧客等を顧客として、菓子・パン資材及び雑貨等の販売事業を行っております。販売方法は、インターネット、電話及びファックスによる通信販売の形態であり、特に当社インターネット通販サイト「cotta」（以下、「コッタ」といいます。）を介した販売が中心となっております。商品提供の特徴としては、顧客のニーズに合わせ、「小ロット」、「短納期」及び「低価格」での提供を可能としております。

#### ② 株式会社プティパ

菓子・パン用食材の加工製造及び販売事業を行っております。当社及びプライベートブランド

商品を含めた量販店への商品供給、さらには、同社の衛生的な設備工場にて、食材メーカーから食材の小分け作業も受託しております。また、文字や絵が描けるチョコレートペン「デコレートペン」の販売を行っております。

③ 株式会社TUKURU

主にコッタの保守及び運営を行っております。また、インターネットメディア事業としてコッタとのタイアップ広告事業も行っております。

④ 周陽商事株式会社

主に山口県内における製菓・製パン業界を中心としたB to B向けに、自社保有の配送車にてお客様に商品を直接お届けする地域密着型の製菓・製パン用食材卸売事業を行っております。

⑤ 株式会社ヒラカワ

主に生協の会員向け通信販売への企画提案型による生活用雑貨品の販売事業を行っております。

⑥ アスコット株式会社

主に生協向け生活用雑貨品の企画・販売事業を行っており、当社は、2023年10月2日付でアスコット株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。

⑦ 株式会社TERAZ

システムエンジニアリングサービス（SES）事業を行っており、当社は、2024年10月1日付で株式会社TERAZの発行済株式の66.7%を取得し、連結子会社化いたしました。

当社グループの主要事業は、菓子・パン資材及び雑貨等の販売事業であります。その中でも主力商品は製菓関連の包装資材及び食材であります。その主な販売先は、個人経営の和洋菓子店（以下、「B to B」といいます。）及び一般消費者（以下、「B to C」といいます。）であります。

当社は、創業以来、B to B向けを中心として「小ロット」「短納期」「低価格」をコンセプトに菓子・弁当関連の包装資材及び食材等の商品を提供しており、その経営方針は今後も継続してまいります。

さらに、B to C向けにつきましては、「だれかを想う。またつくりたくなる。」そんなお客様の気持ちを支える会社でありたいとの願いを込めて、お客様のニーズに沿った付加価値もしくは利便性の高い商品及び動画配信等のサービスを提供してまいります。

これらの経営方針のもと、企業価値の向上を目指し、株主様をはじめとした全てのステークホルダーの皆様の期待に応えていきたいと考えております。

#### イ. 当社グループの成長戦略及び中期経営計画

2024年9月期における我が国経済は、景気は緩やかな回復基調となったものの、原材料・エネルギー価格の高騰や円安による物価上昇、不安定な海外情勢等の影響等により、景気の先行きは依然として先行き不透明な状況が続いております。

そのような状況の中、当社グループの主要事業である菓子・パン資材及び雑貨等の販売事業におきましては、主要原材料の価格が急激に高騰したことや、異常とも言える猛暑が全国的に続いた影響で、業界全体が予想外の逆風に直面いたしました。購買意欲の減退や猛暑に伴う外出控えが顕著であり、当社の業績にも大きな影響を与えました。

製菓業界は、取扱商品が必需品よりも嗜好品に近いため、景気の変動に大きく左右されやすい業界であります。経済が好調な時は消費者の購買意欲が高まり、贈答用や自分へのご褒美としての需要が増加しますが、景気が低迷すると、消費者はより節約志向となり、菓子類の購入が減少する傾向にあります。景気低迷に加え、主要原材料の価格高騰や異常気象といった外的要因に対して、当社グループとしても継続的に改善策を講じてまいりましたが、売上高は増収となったものの利益面で苦戦し、当初の期待に達することができませんでした。

当連結会計年度は、今後の事業拡大に向けた人材の確保や、売上高確保のために要した販売費及び一般管理費の増加が影響し減益となりましたが、当期の結果を真摯に受け止め、当社グループでは内部構造の改革や事業プロセスの改善に注力しております。今後は、菓子・パン資材及び雑貨等の販売

事業を外的要因の変化に対応出来る体制に強化することに加え、更なる成長の原動力を担う新たな事業への展開が必要と認識しております。

以上の結果、2024年9月期における当社グループの業績は、売上高8,951,833千円（前年度比3.9%増）、営業利益477,832千円（同40.1%減）、経常利益534,504千円（同35.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益341,302千円（同40.2%減）となりました。

なお、2023年9月期における自己資本比率は60.8%、2024年9月期における自己資本比率は65.1%となっております。

また、当社グループは、2023年5月15日付「中期経営計画策定のお知らせ」に記載のとおり、「中期経営計画（2023-2026）」（以下、「中期経営計画」といいます。）を策定し、以下の各施策を進めております。

1) 2030年までに実現したい状態

当社グループは、中期経営計画に記載のとおり、新たなビジョン「たくさんのおいしいをかなえる」及びパーパス「つくる喜びと食べる幸せを世界にめぐらせる」を定め、2030年までに売上高203億円、営業利益19億円、営業利益率9.6%を達成したいと考えております。

2) 中期経営計画（2023-2026）の基本方針

- ・上記2030年の実現したい状態に向けて、事業基盤を強化する。
- ・BtoB事業を当社の主力事業として育成する。

3) 中期事業方針及び具体的施策

中期経営計画の達成に向けた具体的な施策につきましては、以下のとおり、品揃えの強化、プロモーション施策の改善、新規顧客との接点強化、自社開発によるサービス拡充等の取り組みを進める予定です。

また、これらの基本施策に加え、M&A戦略を当社グループにおける重要な成長戦略の1つとし、M&A又は戦略的提携による事業拡大を積極的に推進してまいります。

(ア) BtoB事業

① お店の仕入れ需要の獲得強化

- ・品揃えの強化
- ・プロモーション施策の改善
- ・新規顧客との接点頻度向上

② お店のお悩み解決サービスへ進化

- ・お店の開設から運営までのオーナーのお悩みを解決できるサービス構築

③ M&Aによる事業強化

- ・お店の実務のお悩みをワンストップでトータル解決できるサービス構築

(イ) BtoC事業

① 独自の価値を他方面に届ける

- ・商品開発とプロモーションの連動強化
- ・オフライン展開による接点強化
- ・cotta公式アプリによるオンライン接点強化

② 新しい需要の創造

- ・健康や環境に配慮したお菓子・パン作りの商品・情報を提供

(ウ) メディア事業

- ・飲食店、一般消費者、インフルエンサー全てを保有する事業主として、唯一無二のポジショニングで価値提供を行う

4) 中期経営計画の実現に向けた取り組み状況

(ア) BtoB事業

- ① 取り扱い商品点数の拡充を通じたお客様当たり年間購入金額の向上
- ② 洋菓子店のDX改善ツールの開発に着手
- ③ M&Aによる事業強化（2023年10月2日付でアスコット株式会社、2024年10月1日付で株式会社TERAZを連結子会社化。また、後記のとおり、2024年11月15日付でワークス・グループを連結子会社化する予定）

(イ) BtoC事業

- ① cotta公式アプリをリリースし、ミディアムユーザー以上のサイト利用価値を向上
- ② キッチン雑貨の商品力を強化し、ミディアムユーザー以上の購入率・客単価を向上
- ③ リアル店舗出店で、新規客とのタッチポイントを強化

(ウ) メディア事業

- ① プラントベース（植物性食品中心の食事）に特化した当社ポータルサイト「Vegewel」を活用し、商品化により顧客幅を広げる
- ② 農林水産省と、米粉及びグルテンフリー特化の日本初展示会を開催
- ③ 営業人材の積極採用

また、当社グループの事業計画の具体的な定量目標及び進捗につきましては、以下のとおりです。

(単位：百万円)	2023年 9月期 (計画)	2023年 9月期 (実績)	2024年 9月期 (計画)	2024年 9月期 (実績)	2025年 9月期 (業績予想)	2030年 9月期 (計画)
売上高	8,513	8,615	9,478	8,951	13,611	20,343
営業利益	780	797	836	477	662	1,960
営業利益率	9.1%	9.3%	8.8%	5.3%	4.9%	9.6%

- (注) 1. 2025年9月期の業績予想につきましては、2024年11月14日付にて公表いたしましたワークス・グループの連結子会社化による連結業績への影響を織り込んでおります。
2. 中期経営計画において、2026年9月期の数値目標として、売上高118億円、営業利益10億円、営業利益率9.2%を定めておりましたが、当該数値目標は、今般のワークス・グループの連結子会社化による連結業績への影響が織り込まれていない数値となっており、新中期経営計画において2026年9月期の数値目標を新たに策定する予定であることから、上記表中には2026年9月期の数値目標を記載していません。2026年9月期の数値目標を含む新中期経営計画につきましては、確定し次第、開示いたします。
3. M&A又は戦略的提携につきましては、現時点では不確実であるため、2030年9月期の数値目標には織り込んでおりません。

(将来に関する記述等についての注意点)

上記に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

当社グループは、2023年9月期において、経営資源をBtoB事業に優先投入するビジネスモデルに方針転換いたしました。その結果、注文1件当たりの取引量が増え、輸送コストや物流人件費の削減等に繋がり、BtoB事業の業績は堅調に推移しております。

また、2024年9月期においては、引き続き好調なBtoB事業を継続成長させつつ、BtoC事業の底上げや、2025年9月期に向けた先行投資を実行し、中期経営計画の達成に向けて着実に取り

組みを進めております。

当社グループは、今後も、製菓・製パン業界におけるマーケットリーダーとしての地位の確立・強化に努め、お菓子・パン作り＝「cotta」と想起させる圧倒的なブランドを構築してまいります。

また、持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けて、引き続き中期経営計画の各取り組みを推進することにより、将来の成長投資と株主還元の両立・強化を更に進めてまいります。

#### ウ. M&A戦略の強化及び本資金調達における資金使途

これまで当社は、事業の多様化及び取扱商品の拡張を図る目的で、2015年1月に、製菓・製パン用食材の卸売事業を行う周陽商事株式会社を連結子会社し、2016年8月に、生活用雑貨用品の企画及び販売事業を行う株式会社ヒラカワを連結子会社化いたしました。

2024年9月期においては、2023年10月2日付でアスコット株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。アスコット株式会社は、株式会社ヒラカワと同様に、生協向けの荒物雑貨卸売を主業としております。株式会社ヒラカワの主要な販売先は九州管内の生協である一方で、アスコット株式会社の主要な販売先は関東から東海、関西管内の生協であるため、両方で販売先や売れ筋商品、仕入れルートや配送拠点等の経営資源を共有することにより、相互に事業拡大を図ることが可能となったものと考えております。

なお、事業の多様化及び取扱商品の拡張を図るための一環として、2024年3月31日付でプラントベース（植物性食品中心の食事）に特化した当社ポータルサイト「Vegewel」運営事業を譲り受けました。

さらに、2024年10月1日付で株式会社TERAZの発行済株式の66.7%を取得し、連結子会社化いたしました。株式会社TERAZは、「社会に新しい価値を創り出す」をミッションに、システムエンジニアリングサービス（SES）事業を展開しており、新しい働き方を求める優秀なIT人材の多様なライフスタイルの需要に対応するため、場所にとらわれず雇用機会や就業機会を提供するリモート案件特化型の「Remoters Freelance」・「Remoters Career」の運営を主業としております。また、経験豊富なエンジニアの高い技術力により、オーダーメイドで顧客の求めるシステム構築を行う受託開発事業も主業としております。当社の主業である製菓・製パン関連の包装資材及び食材販売は、業界のEC化・DX化率が比較的低くなっていることから、自社のECサイトを含めた自社サービス・システムの拡充のみならず、業界のEC化・DX化に貢献するサービスの開発を行うことにより、相互に事業拡大を図ることが可能となったものと考えております。

そして、今般、2024年11月14日付「ワークス・グループの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、ワークス・グループの全株式を取得し、連結子会社化することを決定いたしました。

ワークス・グループは、1987年に理美容業界で日本初のカタログ通信販売を開始したパイオニア企業であり、全国の理美容室を主要顧客としています。同社はシャンプーやカラー剤などの美容商材に加え、海外からのオリジナル商品を含む多様な商材を取り扱い、EC及び実店舗による販売を行っています。総顧客数は20万を超え、200万点に及ぶ豊富な取扱在庫商品数を強みとするロングテール型の品揃えで、理美容業界において確固たる地位を築いています。

理美容業界は約2兆円規模を有する安定成長市場ですが（出所：矢野経済研究所「理美容サロン市場に関する調査（2024年）」）、EC化率はわずか22%と、他業界に比べてデジタル化が遅れている状況です。一方で、当社は製菓・製パン関連の包装資材や食材販売の分野でEC化・DX化を推進し、業界内での変革を主導してきました。この成功経験を活かすことで、ワークス・グループのEC化率向上や物流改善、さらにSNSを活用したマーケティング強化など、多方面での成長を支援できると考えております。

また、物流拠点の統合やキャリアとの共同交渉を通じたコスト削減、物販の分野における横展開な

ど、グループ全体としてのシナジー効果を期待しております。さらに、理美容業界における課題解決を通じて、同様の課題を抱える他業界への展開も可能と考えております。

なお、2024年11月14日付「資金の借入に関するお知らせ」に記載のとおり、当該M&Aに関する株式取得資金として、金融機関からの借入1,425百万円を実行する予定です。本新株予約権の行使状況及び当社の財務状況に応じて、上記借入金の返済により手元資金が不足した分について、本新株予約権による調達資金を充当する可能性があります。

また、当社グループが更なる業績及び事業拡大を図り、持続的な成長を実現していくためには、今後も積極的なM&A又は戦略的提携の推進が必要不可欠であると考えております。

したがって、当社グループは、今後更にM&Aや他社との戦略的提携を強化することにより、成長分野への新規参入や、地方の有力企業との連携等による新たな収益獲得の機会を目指し、中長期的な企業価値向上への取り組みを推進してまいります。

また、今後、当社グループがかかるM&A又は戦略的提携のための成長投資を積極的に推進していくためには、可能な限り資本バッファを構築し、十分な有利子負債の調達余力を残しておく必要があります。

したがって、本新株予約権による調達資金は、当社グループにおける更なる事業拡大、収益力強化及び資本バッファ構築による財務基盤の強化を目的として、M&A又は戦略的提携のための成長投資資金に充当する予定です。

今後の具体的なM&A戦略は、以下のとおりです。

当社グループは、今後も更なる業績・事業拡大及び持続的成長を図るため、当社グループと高いシナジー効果が得られる企業や、当社グループの成長基盤創出に寄与する企業、特にBtoB事業領域において当社グループの事業拡大に資する企業等を対象として、M&A又は戦略的提携による成長投資を積極的に推進していく方針です。

具体的なターゲット企業といたしましては、①特にBtoB事業に関し、出店・運営・退店までのフローにおいて、顧客の課題を解決できるサービスを提供している企業、②当社グループのコア事業である菓子・パン資材及び雑貨等の販売事業を中心に、特定のマーケットにおいて高いシェア・技術力・人材等を有する企業、③当社グループのコア事業である菓子・パン資材及び雑貨等の販売事業を中心に、後継者不足など事業承継の課題を抱えている企業、④独自の商品・サービス・ブランド力を有し、参入障壁の高い市場で優位性を持つ企業、⑤異業種であっても、商品・サービス・機能・リソース・顧客基盤等を相互に活用することにより、当社グループの成長基盤又は新たな収益機会の創出に寄与する企業、⑥業界のEC化・DX化が遅れており、当社グループのシステム開発力やノウハウ等によりEC化・DX化の促進・改善が可能となる企業等を主な対象として、幅広く投資検討を行ってまいります。

また、更なる事業エリアの拡大を図るため、全国エリアを対象として投資検討を行ってまいります。

本新株予約権により調達した資金の支出予定時期は2024年12月から2027年12月を予定しておりますところ、当該期間において、1案件当たりの投資金額約1～20億円、3～8件程度のM&A又は戦略的提携を実施する計画です。なお、資金が不足する分に関しては、原則として金融機関からの借入又は自己資金等により充当する予定です。

このようなM&A戦略に基づき、当社は、日常的に多数の案件情報を入手するよう努めており、今後も、当社グループと高いシナジー効果が得られる企業等への投資機会を数多く想定しております。当社グループの持続的成長にとって有益な案件が出てきた場合には、その投資機会を逸することのないよう、かつ相手方との交渉を有利に進める観点からも、財務基盤を強化し、十分な自己資金を確保しておくことが必要であると考えております。

また、2024年9月期末現在において当社グループが保有する現預金は約18億円であり、現時点にお

いて当社グループの事業運営上必要な資金は既に十分に確保されております。もっとも、2024年11月14日付「ワークス・グループの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」及び同日付「資金の借入に関するお知らせ」に記載のとおり、今般のワークス・グループのM&A資金につきましては、金融機関からの借入1,425百万円を実行する予定です。加えて、昨今、不安定な国際情勢や円安等を背景として、エネルギーコストや物流コスト、原材料価格等の高騰が続いており、引き続き当社グループの収益を圧迫する可能性があります。このような状況下において、当社グループが今後も安定的に事業を継続し、利益成長を実現していくためには、有事に備え、当社グループの事業運営上必要な資金を現預金として確保しておく必要があります。当社といたしましては、現在保有している現預金については、当社グループの事業運営上必要な規模の現預金残高であると判断しており、引き続き十分な現預金を確保しておくことが経営上必要不可欠であると考えております。したがって、今般のM&Aに伴う財務リスクを低減させるとともに、今後の事業環境の変化に対応するためには、引き続き事業運営上十分な現預金を確保し、中長期的な成長投資のための資金については別途資金手当てを行うことが必要であることから、本資金調達を行うことを決定いたしました。

以上より、本第8回新株予約権及び本第9回新株予約権による調達資金は、当社グループにおける更なる事業拡大、収益力強化及び財務基盤の強化を目的として、M&A又は戦略的提携のための成長投資資金に充当する予定です。

なお、M&A又は戦略的提携案件が成立・確定した場合又は事実上決定した場合等には、法令等に従い適時適切に開示いたします。他方で、仮に支出予定期間内に具体的な案件についてM&A又は戦略的提携の実行に至らなかった場合においても、引き続きM&A又は戦略的提携の検討を継続する予定であり、現時点では資金使途の変更は予定しておりません。但し、将来においてM&A又は戦略的提携に関する当社方針に変更が生じた場合など、M&A又は戦略的提携の検討・実行を停止することとなった場合には、本資金調達により調達した資金については、代替使途として、システム・アプリ開発等のためのDX投資資金、又は、優秀な人材の採用・育成・定着化のための人的資本投資資金等に充当する可能性があります。資金使途の変更を行う場合には速やかに開示いたします。

また、当社は、東京証券取引所による新市場区分への移行に関し、グロース市場を選択しております。当社は、2005年2月に新規上場し、現在、既に上場後10年を経過しておりますことから、グロース市場における上場維持基準の1つである「時価総額40億円以上」が適用されております。

当社の試算によれば、現時点での発行済株式総数を基準とすると、当社株価が概ね360円を超える状況においては「時価総額40億円以上」の基準に適合しておりますが、当社が中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、更なる業績向上及び株価向上に努め、流動性の向上及び投資家層の多様化・拡大を図っていくことが必要不可欠であると考えております。

後記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、本第8回新株予約権及び本第9回新株予約権については、行使価額をそれぞれ900円と1,200円の2段階に設定しており、いずれの行使価額も現状の株価水準よりも高い水準としております。

各年度における当社グループの業績及び最高株価・最低株価の推移は、下記表のとおりです。当社グループの業績につきましては、2024年9月期は増収減益となったものの、2020年9月期以降2023年9月期まで各年利益成長を続けており、比較的堅調に推移しております。他方で、過去の株価推移につきましては、2020年9月期及び2021年9月期において、当社株価は900円・1,200円を超える水準となりましたが（下記注2）、2022年9月期以降、当社株価は900円・1,200円を超えておりません。このように、2020年9月期及び2021年9月期の株価水準と比較して、現在、株価が低下し、当社株式の流動性及びP E R・P B Rも継続して低下している状況につきましては、当社が株主の皆様から将来の成長期待を得られていないことが要因であると認識しております。

<連結経営指標等>

	2020年 9月期	2021年 9月期	2022年 9月期	2023年 9月期	2024年 9月期
売上高（百万円）	7,860	9,258	8,843	8,615	8,951
営業利益（百万円）	288	453	551	797	477
経常利益（百万円）	320	485	584	830	534
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	263	324	399	570	341
営業利益率	3.68%	4.89%	6.24%	9.26%	5.34%
EPS（1株当たり当期純利益）（円）	24.21	29.75	37.83	53.96	31.96
最高株価	1,236	1,213	658	680	580
最低株価	206	539	353	289	325
PER（倍）	94.7	20.7	8.7	9.9	11.3
PBR（倍）	4.28	1.89	1.15	1.41	0.93

(注) 1. PER・PBRは、各年度最終取引日の終値をもとに算出しております。

2. 2020年9月期及び2021年9月期の株価につきましては、2020年8月19日から同年11月24日、同年11月26日から同年12月1日、2021年2月16日及び同年2月17日において、高値で900円を超えて推移し、2020年9月30日及び同年10月9日には、高値で1,200円を超えて推移いたしました。

当社の試算によれば、現時点での発行済株式総数を基準とすると、当社株価が900円を超えて本第8回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の時価総額は約106億円となり、当社株価が1,200円を超えて本第9回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の時価総額は約152億円となる見込みです。

本スキームによっても、当社株価や市場の動向等により本新株予約権が十分に行使されない可能性はありますが、「時価総額40億円以上」の上場維持基準の恒常的達成及び資本コスト・株価を意識した経営の実現に向けて、今後更なる企業価値の向上を目指していくためには、本新株予約権の発行が必要かつ有効な手段であるものと判断いたしました。

今後も、資本コストを上回る投下資本の効率的な活用を通じて、安定的な利益成長及びキャッシュ創出力の拡大を図り、更なる業績向上及び株価向上に努めるとともに、EPS（1株当たり当期純利益）の成長及びPER・PBRの向上を目指し、様々な施策を通じて株式価値の向上及び株主の皆様への還元により一層努めてまいります。

このように、今般の第三者割当による本新株予約権の発行は、上場維持基準の恒常的達成及び資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた流動性向上をも目的として実行するものです。これにより、当社グループの成長戦略の強化及び成長投資資金の確保が可能になるとともに、財務基盤の強化及び資本バッファの構築による負債調達余力の確保・拡大をも図ることができ、当社グループの中長期的な企業価値の向上に繋がるものと考えております。

以上のとおり、今後の当社グループにおける成長戦略であるM&A又は戦略的提携のための成長投資を確実に実行し、更なる事業拡大及び収益力の強化を図るため、今後想定される投資機会に備えて十分な自己資金を確保するとともに、本資金調達に伴う純資産の増加により当社グループの財務基盤を強化すること及び上場維持基準の恒常的達成等に向けた流動性の向上を図ることを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

## (2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し、下記のとおり本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

- ① 対象株式数を 600,000 株とし、行使期間を 3 年間とする、行使価額が 900 円に固定されている本第 8 回新株予約権
- ② 対象株式数を 1,200,000 株とし、行使期間を 3 年間とする、行使価額が 1,200 円に固定されている本第 9 回新株予約権

本第 8 回新株予約権及び本第 9 回新株予約権の行使期間は、いずれも 2024 年 12 月 3 日から 2027 年 12 月 2 日までの 3 年間です。また、本第 8 回新株予約権及び本第 9 回新株予約権の行使価額は、いずれも修正されません。

なお、今般の資金調達においては、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式の一部には、当社が保有する自己株式 (389,800 株を予定) を充当する予定です。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本第 8 回新株予約権及び本第 9 回新株予約権は、いずれも行使期間中に行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権であり、各行使価額の水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本第 8 回新株予約権の行使価額は 900 円 (本発行決議日前取引日の終値の約 263%)、本第 9 回新株予約権の行使価額は 1,200 円 (本発行決議日前取引日の終値の約 351%) であり、各行使価額は、現状の株価水準よりも高い水準に設定されております。

このように本新株予約権の各行使価額を 2 段階に分けて設定したのは、当社における今後 3 年間の目標株価水準を 900 円と 1,200 円の 2 段階に分けて定めるとともに、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して、今後 3 年間における当社の株価上昇タイミングを捉えた段階的な調達を実現することを企図したことによるものです。

前記「(1) 募集の目的 ウ. M&A 戦略の強化及び本資金調達における資金使途」に記載のとおり、今後、当社グループは、更なる事業規模の拡大及び収益力の強化を図るため、M&A 又は戦略的提携のための成長投資を積極的に推進してまいります。当社グループといたしましては、中期経営計画に定める成長戦略及び M&A 戦略を実行し、中期経営計画に定める計画数値を着実に達成していくことで、当社グループの業績及び企業価値が向上し、その結果、当社株価は持続的・段階的な上昇トレンドを実現できるものと予測しております。

このような当社予測に鑑み、本第 8 回新株予約権及び本第 9 回新株予約権の行使価額については、単一の行使価額とするのではなく、上記当社株価の目標水準に即した 2 段階の行使価額を設定することといたしました。

また、上記のとおり、本第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権のいずれも、行使価額を現状株価よりも高い水準に設定していることから、足下での希薄化は生じず、当社事業の成長・拡大に伴う株価上昇タイミングを捉えた、段階的かつ効率的な資金調達を実現することが可能となっております。

このように、本スキームにおいては、足下での希薄化を回避しつつ、当社グループの業績向上に伴って企業価値が高まり、その結果当社株価が現在よりも高い水準に達した局面において、段階的に自己資本を増強することが可能な設計となっております。したがって、本資金調達は、既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しましても、中長期的に株主価値の向上に寄与するものと判断いたしました。

なお、行使価額 900 円・1,200 円の設定につきましては、2025 年 9 月期の当期純利益・想定 E P S、中期経営計画とは別途に定める 2026 年 9 月期の当期純利益・想定 E P S、並びに、当社内部の経営指標として定める P E R・P B R・目標株価・目標時価総額等を考慮し算出しております。

また、本第 8 回新株予約権及び本第 9 回新株予約権の対象株式数につきましては、当社の資金使途の

総額を前提として、上記の方法により算出した各行使価額 900 円・1,200 円に基づき、当社の財務バランス及び株式価値への希薄化の影響を考慮し設定しております。

### (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

#### ① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 1,800,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模は予め限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

#### ② 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少のリスクの軽減

本新株予約権は現在株価よりも高い水準で行使価額が固定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定しております。したがって、当社株価が当該行使価額を下回る局面においてはそもそも本新株予約権の行使が行われず、株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクを防止する設計となっております。

#### ③ 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が本新株予約権の各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

#### ④ 取得条項

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

#### ⑤ 行使停止期間

当社は、本新株予約権の行使期間中、随時、合計 4 回まで、割当予定先に対して本新株予約権の行使の停止を要請する期間（以下、「行使停止期間」といいます。）を定めることができます。当社は、割当予定先に対し、当該期間の初日の 5 取引日前の日までに行使停止期間を書面で通知することにより、行使停止期間を設定することができます（以下、かかる通知を「行使停止要請通知」といいます。）。1 回の行使停止期間は 10 連続取引日以下とし、各行使停止期間の間は少なくとも 10 取引日空けるものとします。また、当社は、割当予定先に対して別途通知することにより、設定した行使停止期間を短縮することができます。但し、本新株予約権の取得事由が生じた場合には、それ以後取得日までの間は行使停止期間を設定することができず、かつ、かかる通知又は公告の時点で設定されていた行使停止期間は、当該通知又は公告がなされた時点で直ちに終了します。行使停止期間において本新株予約権の行使停止の対象となる新株予約権は、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全

部とします。このように当社が行使停止期間を設定することにより、本新株予約権の行使の数量及び時期を当社が一定程度コントロールすることができるため、資金需要や市場環境等を勘案しつつ、当社の裁量で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、割当予定先に対して書面で通知することにより、行使停止要請通知を撤回することができます。当社が割当予定先に対して行使停止要請通知を行った場合又は行使停止要請通知を撤回する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

#### ⑥ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権引受契約において譲渡制限が付されており、当社の事前の承認なく、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

#### <デメリット>

##### ① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される1,800,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権の行使がなされた場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

##### ② 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

##### ③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が困難となる可能性

株価が長期的に行使価額を下回って推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、資金調達が困難となる可能性があります。

##### ④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

##### ⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先だけの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

##### ⑥ 割当予定先の取得請求権

当社は、本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存する場合には、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を割当予定先から買い取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求権に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。したがって、当社株価が長期にわたり行使価額を下回る場合等において、行使期間末日までに本新株予約権の行使が完了しなかったときには、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払が必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

##### ⑦ 権利不行使

本新株予約権について、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

##### ⑧ 優先交渉権

当社は、払込期日から、1) 本新株予約権の行使期間の満了日、2) 当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3) 当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先以外の第三者に対し

て、株式等を発行又は処分しようとする場合（当社又はその子会社の取締役又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される場合、及び資本提携又はM&A目的による場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認する旨が本新株予約権引受契約において定められる予定です。割当予定先がかかる引受を希望する場合には、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。

#### [他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

##### 1) 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

##### 2) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

##### 3) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、第三者割当による新株発行により今般の資金調達と同規模の資金を調達しようとした場合、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレート・ガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

##### 4) 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、新株予約権付社債の設計によっては、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。

##### 5) 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

##### 6) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフERING）

いわゆるライツ・オフERINGには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフERINGと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフERINGがありますが、コミットメント型ライツ・オフERINGについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフERINGにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

##### 7) 金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的低リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあります。もっとも、今回の資金使途であるM&A又は戦略的提携のための成長投資資金については、当社グループの中長期的成長を図ることを前提とした資本金調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を十分に残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと思料されます。したがって、今回の資金調達手法として全面的に負債調達によることは適切でないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って2週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,980,612,000	68,722,142	1,911,889,858

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 (612,000 円) に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (1,980,000,000 円) を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
本第8回新株予約権	600,000 円	540,000,000 円
本第9回新株予約権	12,000 円	1,440,000,000 円
合計	612,000 円	1,980,000,000 円

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー (59,400 千円)、株式会社プルータス・コンサルティングへの新株予約権公正価値算定費用・調査費用及び登録免許税 (8,572 千円)、有価証券届出書作成費用等 (750 千円) です。
- 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
I 本第8回新株予約権 M&A又は戦略的提携のための成長投資資金	520	2024年12月から2027年12月
II 本第9回新株予約権 M&A又は戦略的提携のための成長投資資金	1,391	2024年12月から2027年12月
合計	1,911	

- (注) 1. 本新株予約権の権利行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記金額は減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的 ウ. M&A戦略の強化及び本資金調達における資金使途」に記載のとおり、今般、当社は、ワークス・グループの全株式を取得し、連結子会社化することを決定いたしました(2024年11月14日付公表「ワークス・グループの株式の取得(子会社化)に関するお知らせ」)。

当社グループが更なる業績及び事業拡大を図り、持続的な成長を実現していくためには、今後も積極的なM&A又は戦略的提携の推進が必要不可欠であると考えております。

したがって、当社グループは、今後更にM&Aや他社との戦略的提携を強化することにより、成長分野への新規参入や、地方の有力企業との連携等による新たな収益獲得の機会を目指し、中長期的な企業価値向上への取り組みを推進してまいります。

また、今後、当社グループがかかるM&A又は戦略的提携のための成長投資を積極的に推進していくためには、可能な限り資本バッファを構築し、十分な有利子負債の調達余力を残しておく必要があります。

したがって、本新株予約権による調達資金は、当社グループにおける更なる事業拡大、収益力強化及び資本バッファ構築による財務基盤の強化を目的として、M&A又は戦略的提携のための成長投資資金に充当する予定です。

今後の具体的なM&A戦略は、以下のとおりです。

当社グループは、今後も更なる業績・事業拡大及び持続的成長を図るため、当社グループと高いシナジー効果が得られる企業や、当社グループの成長基盤創出に寄与する企業、特にBtoB事業領域において当社グループの事業拡大に資する企業等を対象として、M&A又は戦略的提携による成長投資を積極的に推進していく方針です。

具体的なターゲット企業といたしましては、①特にBtoB事業に関し、出店・運営・退店までのフローにおいて、顧客の課題を解決できるサービスを提供している企業、②当社グループのコア事業である菓子・パン資材及び雑貨等の販売事業を中心に、特定のマーケットにおいて高いシェア・技術力・人材等を有する企業、③当社グループのコア事業である菓子・パン資材及び雑貨等の販売事業を中心に、後継者不足など事業承継の課題を抱えている企業、④独自の商品・サービス・ブランド力を有し、参入障壁の高い市場で優位性を持つ企業、⑤異業種であっても、商品・サービス・機能・リソース・顧客基盤等を相互に活用することにより、当社グループの成長基盤又は新たな収益機会の創出に寄与する企業、⑥業界のEC化・DX化が遅れており、当社グループのシステム開発力やノウハウ等によりEC化・DX化の促進・改善が可能となる企業等を主な対象として、幅広く投資検討を行ってまいります。

また、更なる事業エリアの拡大を図るため、全国エリアを対象として投資検討を行ってまいります。

本新株予約権により調達した資金の支出予定時期は2024年12月から2027年12月を予定しておりますところ、当該期間において、1案件当たりの投資金額約1~20億円、3~8件程度のM&A又は戦略的提携を実施する計画です。なお、資金が不足する分に関しては、原則として金融機関からの借入又は自己資金等により充当する予定です。

このようなM&A戦略に基づき、当社は、日常的に多数の案件情報を入手するよう努めており、今後も、当社グループと高いシナジー効果が得られる企業等への投資機会を数多く想定しております。当社グループの持続的成長にとって有益な案件が出てきた場合には、その投資機会を逸することのないよう、かつ相手方との交渉を有利に進める観点からも、財務基盤を強化し、十分な自己資

金を確保しておくことが必要であると考えております。

また、2024年9月期末現在において当社グループが保有する現預金は約18億円であり、現時点において当社グループの事業運営上必要な資金は既に十分に確保されております。もっとも、2024年11月14日付「ワークス・グループの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」及び同日付「資金の借入に関するお知らせ」に記載のとおり、今般のワークス・グループのM&A資金につきましては、金融機関からの借入1,425百万円を実行する予定です。加えて、昨今、不安定な国際情勢や円安等を背景として、エネルギーコストや物流コスト、原材料価格等の高騰が続いており、引き続き当社グループの収益を圧迫する可能性があります。このような状況下において、当社グループが今後も安定的に事業を継続し、利益成長を実現していくためには、有事に備え、当社グループの事業運営上必要な資金を現預金として確保しておく必要があります。当社といたしましては、現在保有している現預金については、当社グループの事業運営上必要な規模の現預金残高であると判断しており、引き続き十分な現預金を確保しておくことが経営上必要不可欠であると考えております。したがって、今般のM&Aに伴う財務リスクを低減させるとともに、今後の事業環境の変化に対応するためには、引き続き事業運営上十分な現預金を確保し、中長期的な成長投資のための資金については別途資金手当てを行うことが必要であることから、本資金調達を行うことを決定いたしました。

以上より、本第8回新株予約権及び本第9回新株予約権による調達資金合計1,911百万円は、当社グループにおける更なる事業拡大、収益力強化及び財務基盤の強化を目的として、M&A又は戦略的提携のための成長投資資金に充当する予定です。

なお、M&A又は戦略的提携案件が成立・確定した場合又は事実上決定した場合等には、法令等に従い適時適切に開示いたします。他方で、仮に支出予定期間内に具体的な案件についてM&A又は戦略的提携の実行に至らなかった場合においても、引き続きM&A又は戦略的提携の検討を継続する予定であり、現時点では資金使途の変更は予定しておりません。但し、将来においてM&A又は戦略的提携に関する当社方針に変更が生じた場合など、M&A又は戦略的提携の検討・実行を停止することとなった場合には、本資金調達により調達した資金については、代替使途として、システム・アプリ開発等のためのDX投資資金、又は、優秀な人材の採用・育成・定着化のための人的資本投資資金等に充当する可能性があります。資金使途の変更を行う場合には速やかに開示いたします。

また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合においても、原則として、上記M&A又は戦略的提携のための成長投資を実施していく方針に変更はなく、当該資金使途につき資金が不足する分に関しては、手元資金又は金融機関からの借入金を充当する予定であり、状況に応じて、調達コストを勘案しつつ新たな増資等も含めた追加の資金調達方法を検討することにより不足分を補完する予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役：野口真人）に算定を依頼しました。当社は、財務アドバイザーであるストームハーバー証券株式会社より、当該算定機関の紹介を受けたところ、当該算定機関が新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められること、当社との間に資本関係・人的関係等はなく、また、当該算定機関は当社の会計監査を行っている者でもないため当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること等に鑑み、当該算定機関を本新株予約権の第三者算定機関として選定いたしました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法を含む）は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の権利行使価額（本第8回新株予約権 900円、本第9回新株予約権 1,200円）及びその他の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である2024年11月13日における当社普通株式の株価終値 342円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）37.51%（過去3年間の日次株価を利用）、満期までの期間3年、配当利回り2.34%、無リスク利率0.525%、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

本新株予約権の価値評価にあたっては、当社は、基本的に割当予定先の権利行使を待つものとし、また、株価が上昇している際には取得条項は発動しないものとしています。

また、割当予定先の行動は、株価が権利行使価格を超過している場合、随時権利行使を行うものとし、権利行使は本第8回新株予約権、本第9回新株予約権の順で行っていきと想定しております。1度に行う権利行使の数は、1回あたり約56個（5,600株）とし、権利行使した株式を全て売却した後、次の権利行使を行うものと仮定しております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果として、本第8回新株予約権の1個当たりの払込金額は100円となりました。また、本第8回新株予約権の行使価額は900円としました。次に、本第9回新株予約権の1個当たりの払込金額は1円となりました。また、本第9回新株予約権の行使価額は1,200円としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査等委員会（監査等委員3名のうち、会社法上の社外取締役3名）から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第8回新株予約権 600,000 株及び本第9回新株予約権 1,200,000 株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,800,000株（議決権数18,000個）であります。2024年9月30日現在の当社発行済株式総数11,223,513株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数108,277個）を分母とする希薄化率は16.04%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は16.62%。小数第3位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、前述のとおり今回の資金調達における資金使途は、M&A又は戦略的提携のための成長投資資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達を成功させ、上記資金使途に充当することで、当社のさらなる企業価値向上を図ることが可能となります。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数1,800,000株に対し、2024年11月13日から起算した当社株式の過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高は24,857株、過去3か月間における1日あたりの平均売買出来高は19,727株、過去1か月間における1日あたりの平均売買出来高は13,524株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日あたりの売却数量は2,449株であり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高の9.9%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【LCAO】

①	名 称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund
②	所 在 地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④	組 成 目 的	投資
⑤	組 成 日	2013年3月11日
⑥	出 資 の 総 額	約244百万米ドル（2023年12月31日時点）
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%
⑧	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事 業 内 容	投資
	資 本 金	8,427,100 香港ドル
⑨	名 称	該当事項はありません
	所 在 地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません

	名	
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

【MAP246】

①	名 称	MAP246 Segregated Portfolio
②	所 在 地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社 (Segregated Portfolio Company) の分離ポートフォリオ (Segregated Portfolio)
④	組 成 目 的	投資
⑤	組 成 日	2019年8月11日
⑥	出 資 の 総 額	開示の同意を得られていないため、記載していません。
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	開示の同意を得られていないため、記載していません。
⑧ 業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	Unit 3609, AIA Tower, 183 Electric Road, North Point, Hong Kong SAR
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Tu
	事業内容	投資
	資 本 金	8,427,100 香港ドル
⑨ 国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません
	所 在 地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資 本 金	該当事項はありません
⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

(注) 割当予定先である MAP246 の出資額、主たる出資者及び出資比率については、当社がストームハーバー証券（住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邊佳史）を通じて、LCAO 及び MAP246 と一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家である LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management

の日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246 と LCAM との間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、事業基盤の強化・成長戦略の実現に向けて各取り組みを進めており、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。

そのような中で、2023年3月中旬頃、既存取引行よりストームハーバー証券株式会社（所在地：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邊佳史。以下、「ストームハーバー証券」といいます。）の紹介を受け、当社の資本政策等に関する情報提供及び助言をいただくとともに、資金調達スキームの提案を受け、検討を進めておりました。

当社は、中期経営計画に掲げる今後の成長戦略を着実に実行していくため、M&A又は戦略的提携のための成長投資資金を十分に確保し、資本バッファの構築による財務基盤の強化を図るとともに、市場維持基準の恒常的達成等に向けた当社株式の流動性向上を図る必要があったことから、2024年10月下旬頃、上記ストームハーバー証券から提案のあった資金調達について本格的に準備を開始することとし、ストームハーバー証券を当社の財務アドバイザーとして起用することといたしました。

ストームハーバー証券は、2009年に設立されたグローバルな金融市場に精通した独立系投資銀行であり、国内又は海外の機関投資家引受によるエクイティファイナンスやM&A・資本業務提携等、顧客企業の財務戦略・資本政策に関するアドバイザー業務を幅広く展開しております。ストームハーバー証券は、顧客企業の財務アドバイザーとして、資金調達スキームを立案・構築した上で、そのグローバルなネットワークを活用して複数の国内又は海外の機関投資家の中から顧客企業の資金調達戦略に適すると考えられる割当先を選定し、本資金調達を含む財務戦略・資本政策全般に関する助言等を行う役割・機能を担っております。このように、ストームハーバー証券からは、当社の財務アドバイザーとして、割当先の紹介のみならず、本資金調達の実務面のプロセス等を含めて多岐にわたり助言・支援をいただけること、ストームハーバー証券が国内上場企業のエクイティファイナンス等に関する財務アドバイザーとして多数の実績を有すること、本資金調達以外の面においても当社の財務戦略及び資本政策全般に関して継続的に助言・支援をいただけること等から、当社は、ストームハーバー証券を本資金調達に関する財務アドバイザーとして起用いたしました。

その後、当社は、2024年10月下旬頃、ストームハーバー証券より割当予定先の紹介を受け、ストームハーバー証券を通じてLCAMより、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO及びMAP246に対する第三者割当による本新株予約権発行の提案を受けました。なお、ストームハーバー証券は、これまでも、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO及びMAP246を割当先とするエクイティファイナンスの案件を複数手掛けた実績があります。

LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、米国の年金や大学基金を預かるファンドオブファンズが主な資金源であること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であること、LCAO及びMAP246は、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマンに所在する免税有限責任資産運用会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）及び分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であることについて、ストームハーバー証券からの報告及びLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏との面談等を通じて確認しております。

当社は、現状株価よりも高い株価水準において今後のM&A又は戦略的提携のための成長投資資金を調達するニーズを有していたところ、ストームハーバー証券及び割当予定先から提案を受けた資金調達スキームは、当社株価が現状株価よりも高い水準（900円・1,200円）に達した局面において段階的に自

己資本を増強することが可能な資金調達スキームであったことから、当社の今後の成長戦略に資する資金調達方法であると判断いたしました。

当社は、以上の内容に基づき、本第三者割当について検討を進めた結果、本提案が当社の資金調達ニーズを満たすものであったこと、LCAMのこれまでの国内での活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO及びMAP246を本新株予約権の第三者割当の割当予定先とすることが適切であると判断いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるLCAO及びMAP246との間で、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏から口頭で確認しております。当社と割当予定先の資産運用を一任されているLCAMとの協議において、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本新株予約権引受契約を締結する予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうちLCAOについて、2023年12月期のErnst&Youngによる監査済み財務書類及びLCAOの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2024年9月27日から同年10月2日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、LCAOより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、LCAOの財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びLCAOが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCAOの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうちMAP246について、2023年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2024年9月26日から2024年10月1日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、MAP246の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びMAP246が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降MAP246の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

### (5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

### (6) 割当予定先の実態等

当社は、①割当予定先及びLCAM、②割当予定先の出資者及びディレクター、並びに③LCAMの出資者及びディレクター（以下、「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区

赤坂二丁目 16 番 6 号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼しました。割当予定先である MAP246 については、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）である LMA SPC の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であることから、調査対象を LMA SPC（所在地：Walkers Corporate Limited, 27 Hospital Road, George Town, KY, KY1-9008、代表者：Jon Scott Perkins (Director)、Robert Swan (Director)）としております。当該調査の結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先及び割当予定先の主な出資者並びに業務執行組合員が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所及び福岡証券取引所に提出しております。

#### 7. 第三者割当前後の大株主及び持株比率

割当前（2024年9月30日現在）	
黒須 綾希子	10.96%
佐藤 嵩大	5.45%
不二製油株式会社	5.13%
株式会社シモジマ	4.70%
佐藤 成一	3.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.14%
児玉 佳子	2.34%
黒須 則彦	1.41%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	1.40%
野村証券株式会社	1.19%

- （注）1. 割当前の持株比率は、2024年9月30日現在の株主名簿上の株式数を基準として、自己株式を除く発行済株式総数に対する所有株式数の割合を算出したものであり、小数点第3位を四捨五入して算出しております。
2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。
3. 割当予定先が本新株予約権を行使した場合、当社が保有する自己株式（389,800株を予定）を充当する予定です。

#### 8. 今後の見通し

本第三者割当は、当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与するとともに、今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」記載の用途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点で当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条及び福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### （1）最近3年間の業績（連結）

	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
売上高	8,843,952千円	8,615,805千円	8,951,833千円
営業利益	551,781千円	797,875千円	477,832千円

経常利益	584,202千円	830,898千円	534,504千円
親会社株主に帰属する当期純利益	399,980千円	570,906千円	341,302千円
1株当たり当期純利益	37.83円	53.96円	31.96円
1株当たり配当金	4.00円	8.00円	8.00円
1株当たり純資産	316.49円	365.68円	389.46円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年11月14日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,223,513株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	—	—
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
始値	563円	353円	516円
高値	658円	680円	580円
安値	353円	289円	325円
終値	364円	512円	362円

② 最近6か月間の状況

	2024年6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	419円	427円	429円	374円	362円	355円
高値	432円	448円	430円	391円	378円	358円
安値	412円	418円	325円	356円	336円	340円
終値	426円	431円	371円	362円	354円	342円

(注) 2024年11月の株価については、2024年11月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年11月13日現在
始値	341円
高値	343円
安値	340円
終値	342円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙記載のとおり

**株式会社 c o t t a**  
**第8回新株予約権発行要項**

## 1. 本新株予約権の名称

株式会社 c o t t a 第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

## 2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 600,000 円

## 3. 申 込 期 日

2024 年 12 月 2 日

## 4. 割当日及び払込期日

2024 年 12 月 2 日

## 5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	4,800 個
MAP246 Segregated Portfolio	1,200 個

## 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 600,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 7. 本新株予約権の総数

6,000 個

## 8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 100 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 600,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、900 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、又は当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、2024年11月14日の取締役会決議に基づく株式会社 c o t t a 第9回新株予約権の発行を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第（2）号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（2）号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第（2）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予

約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年12月3日から2027年12月2日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であつて、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

##### (1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

##### (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

##### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

##### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

##### (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行す

る場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 100 円とした。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 大分支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。

- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上

株式会社 c o t t a  
第9回新株予約権発行要項

## 1. 本新株予約権の名称

株式会社 c o t t a 第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

## 2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 12,000 円

## 3. 申 込 期 日

2024 年 12 月 2 日

## 4. 割当日及び払込期日

2024 年 12 月 2 日

## 5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	9,600 個
MAP246 Segregated Portfolio	2,400 個

## 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,200,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 7. 本新株予約権の総数

12,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 1 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 12,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1,200 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\ \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\ \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\ \text{普通株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処} \\ \text{分普通株式} \\ \text{数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時価}
 \end{array}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数} \\
 + \\
 \text{新発行・処分} \\ \text{普通株式数}
 \end{array}
 }$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、又は当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、2024年11月14日の取締役会決議に基づく株式会社 c o t t a 第8回新株予約権の発行を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための

基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第（２）号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（２）号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年12月3日から2027年12月2日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であつて、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の

新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 1 円とした。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 大分支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当

社は必要な措置を講じることができる。

- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上